

三原市トライアル発注認定制度

制度概要

本制度は、優れた新商品の生産及び新サービスの提供により新たな事業分野の開拓を図る市内企業を認定し、その新商品の販路開拓を支援するとともに、その一部を市が試験的に購入し、評価する制度です。

★認定のメリット★

- ①認定した新商品及び新サービスの情報を、**広報みはら及び市HPで広く公表**します。
- ②認定を受けた新商品及び新サービスは、市が購入又は借受、委託する際、入札などの競争の方法によらず、**随意契約**を行うことができます。

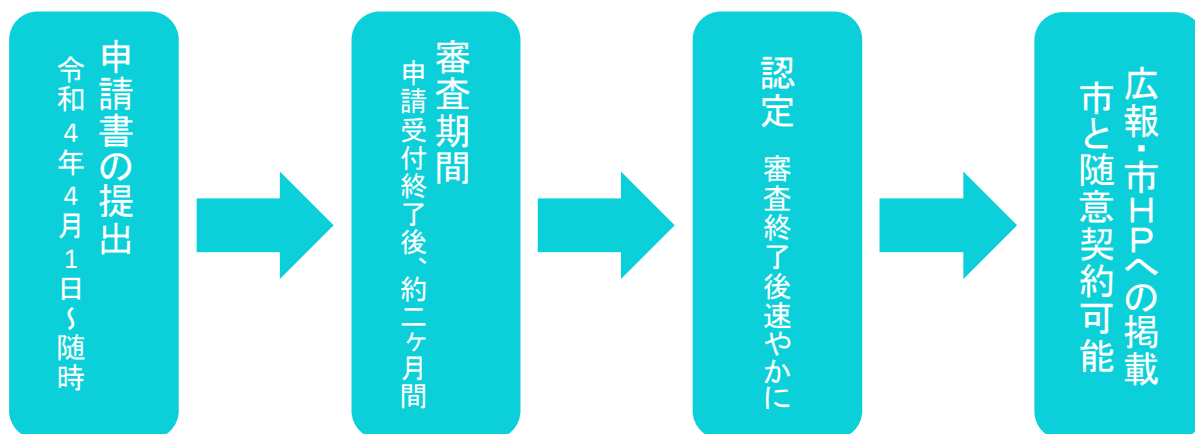
※必ずしも認定した新商品及び新サービスを市が購入又は借受、委託するものではありません。

申請案内期間

申請受付開始(予定) 令和4年4月1日(金) ~ 随時募集

※令和4年度当初予算の成立が前提となります。

実施スケジュール



認定期間

認定日から3年を経過した日の属する年度の末日まで

裏面に続く

対象事業者

市内に工場・店舗等を有する企業(個人事業主を含む)

- ・市税の滞納がないこと
- ・三原市暴力団排除条例(平成24年条例第4号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しないこと

対象となる商品及びサービス

- ☑ 既存の商品・サービスと比較して著しく異なる使用価値を有すると認められるものであること
- ☑ 新商品又は新サービスが市民生活の利便の増進に寄与するものであること
- ☑ 市の機関において用途が見込まれ、かつ購入実績が少ない新商品又は新サービスであること
- ☑ 新商品の生産の実施方法又は新サービスの提供方法、資金調達の方法などが確実に実行可能であること
- ☑ 開発してから概ね7年以内のものであること

申請方法

必要書類

- ① 新事業分野開拓事業者認定申請書(様式第1号)
- ② 実施計画書(様式第2号)
- ③ 【法人】登記事項証明書(90日以内に発行されたもの)
【個人】開業届の写し
- ④ 納税証明書(様式第3号)
- ⑤ 【法人】課税台帳記載事項証明書
【個人】市民税・県民税課税台帳記載事項証明書
- ⑥ 【法人】直近2営業期間の貸借対照表及び損益計算書
【個人】直近2年分の確定申告書の写し
- ⑦ その他新商品又は新サービスの詳細がわかる資料

⑤の書類発行申請時

- ◆法人の場合
「法人市民税課税台帳記載事項証明書」に☑
- ◆個人の場合
「課税台帳記載事項証明書」に☑

※様式は市HPからダウンロード可能です。

提出方法

市役所(商工振興課)に郵送又は持参により提出してください。

申請・お問い合わせ先

〒723-8601
三原市港町三丁目5番1号
三原市役所 商工振興課(本庁3階 ④窓口)
☎0848-67-6072



← 制度詳細についてはこちら
※市HPへアクセスします。